

お知らせ なんたん



第147号(2の1)平成24年2月24日発行

今回のお知らせ内容

— 2の1 枚目 (緑色) —

- 【表】
- ・下水道の正しい利用をお願いします
 - ・子ども手当の申請をお急ぎください
 - ・高額な外来診療を受ける皆さんへのお知らせ
 - ・福祉タクシー利用券の使用期限は3月31日までです
 - ・南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画(素案)の意見募集結果
- 【裏】
- ・子育てすこやかセンター3月事業のお知らせ
 - ・BSアナログ放送終了に伴うNHK受信料契約の留意点について
 - ・南丹市情報センターのアナウンサーを募集します
 - ・技能修得資金の支給申請(第1次申請)について
 - ・氷室の郷からのお知らせ
 - ・なんたんテレビ番組表(3月1日~15日)

— 2の2 枚目 (オレンジ色) —

- 【表】
- ・身体障害者巡回更生相談のお知らせ
 - ・女性相談日のお知らせ
 - ・就職活動サポート事業のご案内
 - ・クラブミーティングルーム登録団体の申請について
 - ・京都丹波推進フォーラム(併設:京都丹波誕生1周年記念展覧会)
 - ・献血・骨髄ドナー登録にご協力ください
 - ・家族介護者教室(講演会)を開催します
 - ・「RAILWAYS愛を伝えられない大人たちへ」の映画上映会
 - ・赤い羽根共同募金事業・映画上映会を開催します
 - ・京都府最低賃金をご存知ですか
- 【裏】
- ・あじろはっぴいまつりを開催します
 - ・「ぼこぼこくらぶ」開催日のお知らせ
 - ・丹波自然運動公園からのお知らせ
 - ・戦後強制抑留者の皆さんへのお知らせ
 - ・食品表示の見張り番「食品表示110番」について
 - ・スプリングスひよしがリニューアルオープンします
 - ・<〇〇地域版お知らせ>

下水道の正しい利用をお願いします

最近、頻繁に下水道施設にタオルなどが流れ込み、マンホールポンプが故障する原因になっています。マンホールポンプが故障すると、汚水が流れずマンホールから汚水があふれてしまいます。水に溶けない紙やタオル類、ゴム類、大量のトイレットペーパーなど、施設の故障の原因となる恐れのあるものは、流さないように注意してください。

◇問合せ先 下水道課 TEL (0771) 68-0054

子ども手当の申請をお急ぎください

平成23年10月の制度改正による認定申請がお済でない方は、速やかに申請してください。

- 申請期限 3月30日(金) ※支払いは4月以降です。期限が過ぎてから申請された場合は、申請の翌月分からの支給となり、平成23年10月分にさかのぼっての支給はできません。必ず期限までに申請してください。
- 添付書類 受給者の健康保険証または年金加入証明 ※監護などの状況により、他に書類が必要となる場合があります。
- 提出先 子育て支援課および各支所健康福祉課 ※出産や転入などによる新規・額改定申請は、速やかに行ってください。申請の翌月からの支給となり、さかのぼっての支給はできません。

◇問合せ先 子育て支援課 TEL (0771) 68-0017

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。

高額な外来診療を受ける皆さんへのお知らせ

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けられた場合、ひと月の一医療機関などでの窓口負担が、自己負担限度額(所得などの状況により異なります)以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、4月1日からは制度改正により、これまでの入院療養と同様に医療機関などの窓口で「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

「限度額適用認定証」の交付をご希望の方は、被保険者証と印鑑をご持参の上、保健医療課または各支所健康福祉課で交付申請をしてください。なお、南丹市国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の保険に加入されている方は、加入されている健康保険組合などにお問い合わせください。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
70歳未満の方および70歳以上の住民税非課税世帯などの方	限度額適用認定証の交付申請	限度額適用認定証を提示
70歳以上75歳未満の方で、住民税非課税世帯などでない方	今まで通り	高齢受給者証を提示
75歳以上の方で住民税非課税世帯などではない方	今まで通り	後期高齢者医療被保険者証提示

※限度額適用認定証は、国民健康保険税に未納がある場合は交付できない場合があります。

◇申請・問合せ先 保健医療課 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

福祉タクシー利用券の使用期限は3月31日までです

障がいのある方を対象に交付している「平成23年度福祉タクシー利用券」は、使用期限が3月31日までとなっています。使用期限内に使用せず返還されても、現金との引き換えはできません。利用券で支払いのできるタクシー事業所は、下記の12社です。タクシー乗車前に事業所名などを確認していただき、乗車の際には、福祉タクシー利用券の使用について運転手の方に確認してください。

●タクシー券を利用できる事業所一覧

業者名	電話番号
京都タクシー(株) 亀岡支社	0120-051414
南丹タクシー	0120-194539
NPO法人京都福祉センター	0120-825678
南丹介護タクシー	(0771) 62-1489
谷タクシー	(0771) 74-0029
吉田観光タクシー	(0771) 73-0089
(株)京都市みやび交通	0120-207011
平野タクシー(有)	0120-021090
学園介護タクシー	(0771) 20-4182
介護タクシーあんくる	(0771) 25-2454
アンシン福祉タクシー	(0771) 63-2123
京都相互タクシー(京都市内での利用)	(075) 861-1818

◇問合せ先 社会福祉課 TEL (0771) 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画(素案)の意見募集結果

1月18日から31日の間、「南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画(素案)」に対する意見募集を行い、貴重なご意見をいただきました。ご意見の要旨と市の考え方を公表しています。

- 公表場所 ・高齢福祉課および各支所健康福祉課にて閲覧
・市ホームページ

◇問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006